

SuMPO EPD Japan 基本プログラム要件
General Program Instructions (GPI) v. 2.0.1

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
2.0.1	2024年6月26日		誤字脱字等を修正して改訂
2.0.0	2024年6月1日		JG-01-09基本文書及び二次文書を再整理して制定

目次

はじめに	5
1 プログラムの目的と範囲	7
1.1 プログラムの目的	7
1.2 プログラムの範囲	7
1.3 引用規格	8
2 プログラムの基本構造	9
2.1 プログラム運営に関する役割	9
2.2 PCR 策定に関する役割	11
2.3 EPD に関する役割	13
2.4 EPD システム認証に関する役割	14
3 PCR 策定プロセス	15
3.1 PCR 策定準備	16
3.2 PCR 原案作成	19
3.3 PCR 意見公募	20
3.4 PCR レビューパネル及び公開手続き	21
3.5 PCR の改訂	23
3.6 PCR の公開取り下げ	23
4 EPD 取得プロセス	24
4.1 PCR の決定	24
4.2 LCA 算定	24
4.3 EPD 作成	25
4.4 検証	25
4.5 公開	25
4.6 料金	26
5 検証	26
5.1 検証の種類	26
5.2 検証の基本的な考え方	27
5.3 検証の独立性	27
5.4 検証の要素	28
5.5 EPD 取得事業者の責務	29
5.6 検証員の責務	30
5.7 検証の有効期限	31
6 EPD システム認証	31
6.1 EPD システム認証取得手順	31
6.2 EPD システム登録後の手続き	33
7 プログラム運営	34

7.1	GPI.....	34
7.2	PCR と EPD の発行.....	34
7.3	技術委員会（TC）の設置.....	34
7.4	アドバイザリーボード（AB）の設置.....	34
7.5	異議・苦情の処理.....	35
7.6	倫理・秘密保持.....	35
7.7	算定方法.....	36
7.8	誤用の回避.....	36
8	PCR のフォーマットと内容.....	36
9	EPD のフォーマットと内容.....	37

はじめに

この文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「本機構」）を運営者とする ISO14025 準拠の EPD（Environmental Product Declaration）プログラム、SuMPO 環境ラベルプログラム（以下、「本プログラム」）の基本要件を定めた文書（GPI：General Program Instructions）であり、本プログラムの運営・管理に関する基礎的な事項を定める。

本プログラムは国際規格に準拠し、日本国内外問わず国際的に利用可能な EPD を取得可能な EPD プログラムであるが、主に日本国を拠点として運営されるプログラムであり、GPI 及びその他の関連文書は日本語を主言語として作成される。各文書は英語等に翻訳されるが、日本語以外の言語への翻訳の記載内容と齟齬が生じた場合には、常に日本語版の記載が優先されるものとする。

本プログラムの GPI は著作権法によって保護されており、GPI の内容の一部又は全部を本機構の書面による事前の許可なく、複写、記録及びその他の電子的又は機械的な方法を含むいかなる形式又は手段によっても、複製、配布及び送信等してはならない。

なお、本プログラムは、2002 年に社団法人産業環境管理協会（JEMAI：Japan Environmental Management Association for Industry）による管理のもと「エコリーフ環境ラベル」として運営を開始した EPD プログラム、及び、2012 年に同協会による管理のもと「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」として運営を開始したフットプリントコミュニケーションプログラムの 2 つのプログラムを統合し、2019 年 10 月に本機構に運営管理を移管したものである。

略語一覧

略語	英語	日本語訳
AB	Advisory Board	アドバイザーリーボード
EoL	End-of-Life	最終段階
EPD	Environmental Product Declaration	環境製品宣言
GPI	General Program Instructions	プログラム基本文書
LCA	Life Cycle Assessment	ライフサイクルアセスメント
LCI	Life Cycle Inventory	ライフサイクルインベントリ
LCIA	Life Cycle Impact Assessment	ライフサイクル影響評価
LIME	Life-cycle Impact Assessment Method based on Endpoint Modeling	LIME
MRA	Mutual Recognition Agreement	相互認証
PCR	Product Category Rule	製品カテゴリールール
PO	Program Operator	プログラム運営者
TC	Technical Committee	技術委員会
WG	Working Group	ワーキンググループ

1 プログラムの目的と範囲

1.1 プログラムの目的

本プログラムは、あらゆる製品・サービス（以下、「製品」）のサプライチェーンにおける企業と企業間、企業と消費者間、及び企業と政府間を含む製品環境情報のコミュニケーションを促進し、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。本プログラムは、ISO14025、ISO14040 及び ISO14044 等の国際規格に準拠し運営されており、本プログラムが ISO/TS14027 に準拠し所有・管理する製品カテゴリーごとに定める LCA 等に関する共通ルール（PCR：Product Category Rule）に基づき、一貫した製品環境性能の定量評価を可能とする枠組みである。更に、LCA 等に関するデータ及び関連情報に対して第三者による検証を実施することで、透明性、公平性及び比較可能性の高い定量的な製品の環境情報を提供することを可能とする。

1.2 プログラムの範囲

本プログラムでは、最終的な製品として更なる加工プロセス等を必要としない状態で提供される最終製品（以下、「最終財」）と、最終財として取引されるまでに更なる加工を必要とする中間製品（以下、「中間財」）のいずれも EPD 取得の対象となる。なお、EPD は、製品の製造者や販売者等の、製品提供者が取得することができ、既に市場に流通する製品、または流通することが確実な製品を対象とする。

本プログラムは、ISO14040 及び ISO14044 によるライフサイクルアセスメントの手法に基づく枠組みであるが、これは、必ずしも EPD を取得する各組織がそれぞれにサプライチェーン下流を含むライフサイクル全体（以下、「Cradle to Grave」）に渡る環境影響の定量評価を実施しなければならないことを意味するものではない。本プログラムは、サプライチェーンの上流から下流に検証済みの製品環境一次データの受け渡しを可能とする仕組みであり、サプライチェーン下流の追加の製造段階や使用維持段階、及び最終（EoL：End-of-Life）段階は、最終財を製造する事業者等が EPD を取得する際の評価対象に含むことでライフサイクル全体を評価することができる。

また、サプライチェーン上流の中間財は、同一製品が多様な最終財の原材料として用いられるケースや、当該製品の製品出荷時点では最終財の製造段階や使用維持段階、最終段階における条件を正確に把握できないケース等もあり、必ずしも上流の中間財サプライヤーが下流のライフサイクル段階を評価に含めることが現実的ではない場合もある。そうしたケースにおいては、サプライチェーン上流の EPD 取得事業者が、シナリオの設定が困難なライフサイクル段階まで評価範囲を広げ、推定等の不確実性の大きい情報に基づき LCA を実施することは必ずしも最適とは言えず、サプライチェーン全体を通し、可能な限り実態に基づく質の高い製品環境一次データの流通を促進するためには、ライフサイクル上流のみ（以下、「Cradle to Gate」）を対象とした中間財での EPD 取得も推奨される。

本プログラムで EPD を取得できる製品はその有形無形を問わず、サービス等も含まれ、また、企業向け（toB）、消費者向け（toC）、政府向け、国内外向け、国内外製造等、製品の提供先や製造拠点等に関わらず、いかなる製品も本プログラムでの EPD 取得が可能である。なお、本プログラムは国際整合を推進し、全世界における事業者及び個人が参加可能な枠組みであるが、本機構は、特定の事業者等に対して本プログラムへの参加（EPD 取得や PCR WG 参加等）を拒否する権利を持つ。

本プログラムで使用される主言語は日本語であり、プログラム運営に必要な規程や申請書等の文書類

は日本語で作成される。GPIに加え、以下の事項等の実施にあたり、必要な文書は英語での翻訳版が提供されるが、日本語版と英語版の記載内容に齟齬が生じた場合には、常に日本語版の記載が優先されるものとする。

- ・ 本プログラムで EPD を取得している事業者が、日本国外向けのコミュニケーションとして EPD を活用するために必要な文書類
- ・ 日本国外の事業者が、本プログラムで EPD を取得するために必要な文書類
- ・ 日本国外の個人又は事業者が、本プログラムにおいて検証を実施するために必要な文書類
- ・ 日本国外の事業者が、本プログラムで EPD システム認証を実施するために必要な文書類
- ・ ISO/TS14029 に基づき、本機構が国外の EPD プログラムとの相互認証による連携をはかるために必要な文書類
- ・ その他、EPD が活用される国際的枠組みにおいて必要な文書類

なお、EPD の日本語以外の他言語（英語以外を含む）への翻訳は、EPD 取得事業者の責任のもと実施するものとする。

1.2.1 EPD プログラム国際相互認証

本プログラムは、グローバル規模での LCA と製品環境情報開示ルールを統合を目的に、ISO/TS14029 に基づく国外の EPD プログラムとの相互認証（MRA : Mutual Recognition Agreement）を推進する。また、相互認証に加え、世界各国の EPD プログラム運営機関及び関連組織により構成される ECO Platform への参画等、国際的な枠組みへの参加等を通じた国際統合を図る。

1.3 引用規格

本 EPD プログラムは、以下の規格を引用し構成されている。

- ・ ISO 14020:2022（製品環境に関する声明とプログラム－原則と一般要求事項）
- ・ ISO 14025:2006（環境ラベル及び宣言－タイプⅢ環境宣言－原則及び手順）
- ・ ISO/TS 14027:2017（環境ラベル及び宣言－PCR 開発）
- ・ ISO 14040:2006（環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み）
- ・ ISO 14044:2006（環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－要求事項及び指針）
- ・ ISO 14050:2020（環境マネジメント－用語）
- ・ ISO 14067:2018（温室効果ガス－製品のカーボンフットプリント－定量化のための要求事項及び指針）
- ・ ISO 21930:2017（建物及び土木工事における持続可能性－建設製品及びサービスの EPD に関するコアルール）
- ・ ISO 21930:2007（建物建設における持続可能性－建設製品の環境宣言）
- ・ ISO 14065:2020（温室効果ガス－認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項）
- ・ ISO 17021-1:2015（適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 1 部：要求事項）
- ・ ISO 17029:2019（適合性評価－妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項）
- ・ ISO 17065:2012（適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）

2 プログラムの基本構造

本プログラムは、EPDプログラム運用における中立性、公平性、及び透明性を担保し、プログラムの信頼性を高める目的で、ISO14025 に準拠し、幅広い利害関係者の参加のもと運営される。ISO14025 及び ISO/TS14027 に準拠した PCR の策定、ISO14025 に準拠した第三者検証の実施、及び ISO14025 に準拠した情報公開を実施するため、プログラムの構造を、主に以下に示す 4 つの役割に分類し運営する。

- ・ プログラム運営（2.1 参照）
- ・ PCR 策定（2.2 参照）
- ・ EPD 取得（2.3 参照）
- ・ EPD システム認証（2.4 参照）

なお、本プログラム全体の運営体制を、図 1 に示す。

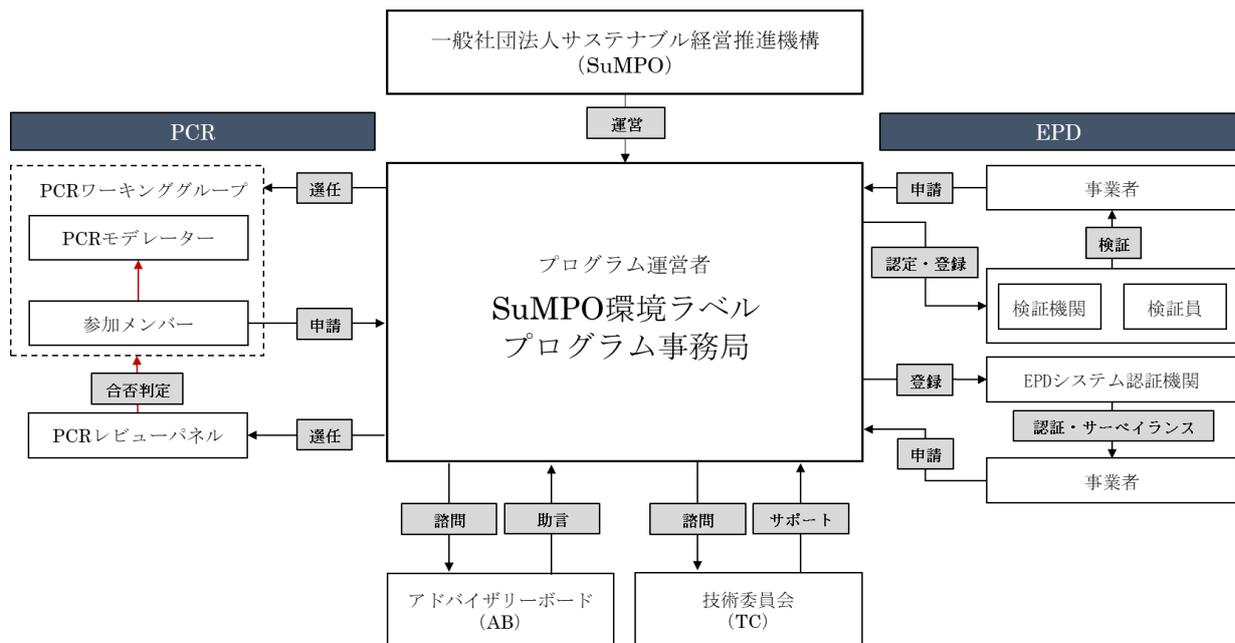


図 1 本 EPD プログラムの運営体制

2.1 プログラム運営に関する役割

本機構は、本プログラムの運営者（PO : Program Operator）であり、ISO14025 に準拠し本プログラムの中立かつ公平な運営管理を行う責任を持つ。本機構は、SuMPO 環境ラベルプログラム事務局（以下、「事務局」）を設置し、事務局が本プログラムの実務的な運営管理を実施する。事務局の運営管理の中立性、公平性、及び透明性を担保し、信頼性を高めるため、外部の利害関係者及び専門家から成るアドバイザーボード（AB : Advisory Board）及び技術委員会（TC : Technical Committee）を設置し、本プログラムの運営に関する諮問、助言、支援等を受ける。なお、本プログラムの運営資金は

EPD 取得事業者が支払うプログラム加盟料によって賄われる。

2.1.1 プログラム運営事務局

事務局は、本プログラムの実務的な運営管理において、主に以下の役割を持つ。

- ・ ISO14040、ISO14044、ISO14025、ISO/TS14027、ISO21930、ISO14067等の規格に基づく GPI 及びその他関連文書の作成、管理、及び更新
- ・ ISO14025 及び ISO/TS14027 に準拠したレビューパネル等を含む PCR 策定プロセスの構築及び管理
- ・ PCR の全体構造管理、及び各 PCR の対象製品カテゴリーの決定
- ・ 検証員及び検証機関の登録管理
- ・ 検証申請に対する検証員の選定
- ・ GPI 及び ISO14025 等の各種規格等に準拠し、一貫した品質での検証実施を目的とした、検証チェックリストの作成
- ・ PCR 策定及び EPD 取得に必要な、各種フォーマット等の作成、管理、及び更新
- ・ プログラムウェブサイトの運営管理
- ・ PCR 及び EPD のウェブサイトへの掲載、及び取り下げ等の管理
- ・ EPD 取得事業者や検証員等に向けたセミナー及び説明会等の実施
- ・ 日本国外における EPD プログラムとのグローバルハーモナイゼーションの推進

2.1.2 アドバイザリーボード (AB)

アドバイザリーボードは、本プログラムの中立かつ公平な運営を確保し、本プログラムの健全な発展に必要な諸事項に対し、産学官民の各利害関係者の立場から助言を得ることを目的として設置される。アドバイザリーボードは、本プログラムに係る以下の諮問事項等に関する助言等を行う。

- ・ 本プログラムの運営に関する方針
- ・ EPD の活用機会の拡大
- ・ 新規取組みの開拓
- ・ 公平性の担保
- ・ その他、本プログラムの運営に関連する事項

2.1.3 技術委員会 (TC)

技術委員会は、本プログラムにおける LCA、PCR、及び検証等に関し、事務局に対する技術的な支援を提供することを目的として設置される。技術委員会は、本プログラムに係る以下の技術事項等に関する支援等を行う。

- ・ 本プログラムにおける LCA 手法の検討
- ・ PCR の対象製品カテゴリーの検討
- ・ PCR レビューパネルにおけるレビューの実施

- ・ 本プログラムに登録の検証員が実施した検証の定期的な品質チェック
- ・ 本プログラムのグローバルハーモナイゼーションの推進
- ・ その他、本プログラムに関連する技術的事項

2.2 PCR 策定に関する役割

PCR は、製品カテゴリーごとの LCA 算定及び環境情報開示に関する共通ルールを定めた文書であり、本プログラムによる管理のもと、ISO14025 及び ISO/TS14027 に準拠する公平性及び透明性が担保された手順に則り策定される。なお、PCR は国際規格において定められる用語であり、ISO14025 及び ISO/TS14027 に準拠せずに策定される LCA 算定ルール等とは明確に区別されなければならない。

EPD は、ISO14040 及び ISO14044 に準拠した LCA 手法に基づく製品環境情報であるが、LCA は本来、あらゆる製品の環境情報の定量評価に適用可能な包括的な手法であり、調査の目的や算定結果の活用目的等により LCA 算定に求められる詳細条件が異なる性質を持つ。そのため、LCA 手法により定量化される製品環境情報に一貫性を持たせ、製品間の比較可能性を可能な限り追求するためには、本プログラムの基本ルールである GPI、及び PCR（製品特性等を踏まえた製品カテゴリーごとの共通ルール）の存在が不可欠である。また、環境情報の一貫性及び比較可能性の追求においては、PCR の利用に加え、LCA 結果等への第三者検証も必須要素であり、本プログラムにおける全ての EPD は、GPI 及び PCR への適合性等について第三者が検証を実施したものである。

事務局は、PCR 策定プロセスの公平性及び透明性を確保するため、利害関係者を交えた PCR ワーキンググループ（PCR WG：PCR Working Group）の編成、PCR 原案に対する意見公募の実施、及び PCR レビューパネル等の PCR 策定手順を確立し管理する。また、プログラムを通して一貫した手法に基づき PCR が策定されることを確実にするため、事務局は、PCR 策定に必要なフォーマットや、PCR レビューパネルの実施に必要なチェックリスト等を作成する。なお、本プログラムにおいて策定された PCR に係るすべての著作権は事務局に独占的に帰属し、一部又は全部を問わず、事務局の事前の許可なしに無断利用してはならない。

2.2.1 PCR ワーキンググループ（PCR WG）¹

PCR ワーキンググループ（以下、「PCR WG」）は、PCR が対象とする製品カテゴリーに関連する企業や業界団体等の利害関係者によって構成されたグループであり、PCR を策定する役割を持つ。PCR WG は、可能な限り幅広くバランスの取れたメンバーで構成され、特定の利害関係者の意向が強く反映されるようなメンバー構成とならないよう配慮されなければならない。また、PCR WG の事業者等を代表して PCR WG に参加する者（以下、「PCR WG メンバー」）は、LCA に関する知見及び GPI に関する理解を有している者であることが望ましい。

なお、PCR WG メンバーの構成をバランスの取れたものとするため、PCR WG メンバーの最終的な決定権は事務局が有する。更に事務局は、PCR 策定プロセスの最適化を目的に、PCR WG 参加希望者に対する参加拒否権を有する。

¹ ISO/TS14027 では PCR Committee と表記。

2.2.2 PCR モデレーター²

PCR WG には、PCR 策定を主導する役割を持つ PCR モデレーターが設置されなければならない。PCR モデレーターには、高いプロジェクトマネジメントスキルや LCA に関する知見が求められ、Annex B に定める力量を有した者であることが望ましい。PCR モデレーターは PCR 策定プロセスにおいて、主に以下の役割を持つ。

- ・ PCR 文書作成の主導
- ・ PCR WG 参加メンバーからの意見聴取及び取り纏め
- ・ PCR WG メンバー同士のコミュニケーションの促進
- ・ PCR の対象製品に関連するステークホルダーの PCR WG への招聘
- ・ 意見公募実施時の関連ステークホルダーへの周知
- ・ 意見公募への対応及び意見公募結果報告書の作成
- ・ PCR レビューパネルへの対応
- ・ PCR モデレート報告書の作成

なお、PCR モデレーターは、事務局により選任される「事務局派遣型」と、PCR WG 参加事業者、又は PCR WG 参加事業者が契約したコンサルタント等が立候補する「参加者立候補型」があるが、いずれの場合においても要求される力量や、PCR 策定プロセスにおける役割は同一とする。また、PCR モデレーターは、可能な限り幅広い利害関係者が PCR WG に参加できるよう働きかけなければならない。PCR モデレーターは PCR WG メンバー及び PCR WG 参加希望者に対して自己の判断による参加拒否等の対応を行ってはならない。ただし、PCR WG メンバー又は PCR WG 参加を希望する者によって PCR 策定プロセスが妨害等され得る可能性や、PCR 策定を目指す PCR WG メンバーに何らかの不利益等が生じる可能性がある等、特定の事業者等の PCR WG 参加について何らかの疑義が生じた場合、PCR モデレーターは事前に状況を事務局に通知の上、事務局の判断に従うものとする。

2.2.3 PCR レビューパネル

PCR レビューパネルは、PCR WG が作成した PCR 案に対して、GPI、及び関連規格（ISO14025、ISO/TS14027、ISO14040、ISO14044、ISO21930 等）に基づき、妥当性及び適合性等を評価し、最終的な合否判断をする役割を持つ。PCR レビューパネルは PCR ごとに適宜設置され、少なくとも 1 名の委員長と 2 名の委員による計 3 名によって構成されなければならない。3 名のうち、委員長は LCA に関する深い知見と高い専門性を有していなければならない。その他の委員は、必ずしも LCA に関する経験を有している必要はないが、PCR レビューパネルは集合的に以下の知識及び経験等を有していなければならない。

- ・ 本プログラム及び EPD に関する知識
- ・ LCA 算定及び LCA に対するレビュー等の実績及び知見
- ・ 対象製品の製造プロセス等に関する知識

² ISO/TS14027 では PCR Committee chair と表記。

PCR レビューパネルの 3 名は、技術委員会の委員を中心に PCR ごとに事務局が適性を判断し、本人の承諾の下に任命する。

2.3 EPD に関する役割

EPD は、ISO14025 に準拠する透明性と公平性を担保したプロセスを経て評価した製品の定量的環境情報に、当該情報の適切なコミュニケーションに必要な情報が付属した環境製品宣言である。本プログラムの EPD は、本プログラムウェブサイトにて PDF のドキュメント形式で利用可能であり、加えて、必要性や技術的等の検討を経た後、事務局の判断により、その他のデジタル形式（CSV、XML 等）でも提供される場合がある。

本プログラムにおける EPD は、GPI に定められるプログラム全体に係るルールに加え、公平性の担保及び比較可能性の追求等を目的として策定された PCR に則り作成される。EPD は、本プログラムに登録された検証員又は検証機関による検証を受け、合格した場合のみ有効となる。EPD は、ISO14025 に準拠した検証済みデータとして toB、toC、政府向け等、国内外問わず様々なコミュニケーションに用いることができる。なお、各 EPD の有効期限は、検証合格日から原則として 5 年間とする。

事務局は、GPI、PCR 及び ISO14025 等の関連規格に則り、事業者による EPD 取得が適切に実施されるよう、EPD 取得に係る手順を確立し、EPD 取得に必要なチェックリスト及びフォーマット等を提供する。

2.3.1 EPD 取得事業者

EPD は、製品の製造者や販売者等の、製品提供者が取得できる。EPD 取得事業者とは、EPD 取得予定及び取得済みの事業者を指す。EPD 取得事業者は、EPD の取得及びその維持にあたり、主に以下を含む役割を持つ。

- ・ GPI、PCR、及び ISO14040/44 等の関連規格に基づく LCA 算定
- ・ LCA 算定に必要な一次データ及びその他の情報の収集
- ・ GPI、PCR、及び ISO14025 等の関連規格に基づく EPD の作成
- ・ 検証可能な形式での LCA 算定及び EPD に関する情報の提供
- ・ 検証員による指摘及び確認事項等への対応
- ・ EPD 取得後のデータ変更有無のモニタリング、及び変更時の最新情報への更新及び再申請
- ・ GPI を含むプログラムルールと関連規格、及びその他法令等に準拠した EPD 情報やロゴマーク等の適切な使用

なお、LCA に係る一切の情報、EPD に記載の情報及び EPD に記載の情報に関する環境主張について一切の責任は EPD 取得事業者が持つ。EPD 取得事業者は、LCA 算定や EPD の作成、検証への対応等にあたり、コンサルタント等の支援を受ける事ができるが、EPD 取得までのプロセスのみならず、EPD 取得後の変更のモニタリング等も含めて考慮する必要がある。

また、取得した EPD のドキュメントは、本プログラムウェブサイト上にもみ掲載可能であり、検証有効期間中のみ有効な情報として公開される。

2.3.2 検証員

本プログラムにおける検証は、GPI、PCR、及びその他の関連規格（ISO14025、ISO14040、ISO14044、ISO21930等）に基づいた、LCA算定及びEPDの妥当性及び適合性等を評価する要素を含み、主に以下を含む役割を持つ。検証は、本プログラムが定める力量に関する要求事項を満たし、本プログラムに登録された個人の検証員又は検証機関に所属する検証員が実施することができる（Annex B 参照）。

- ・ LCAに対する検証（5.4.1 参照）
- ・ EPDに対する検証（5.4.2 参照）
- ・ EPD取得事業者への指摘及び確認等（5.4 参照）
- ・ 検証報告書の作成（5.6.1 参照）

2.3.3 検証機関

本プログラムにおける検証は、個人の検証員に加え、適合性評価機関の認定を行う機関（以下、「認定機関」）からISO17029、ISO17065又はISO14065の認定を受け、かつ、Annex Cに定める要求事項を満たし、本プログラムに登録された検証機関が実施することもできる。なお、当該認定を受けていない機関は、Annex C及びAnnex Dに定める要求事項を満たすことで、本プログラムへの検証機関としての登録が可能である。検証機関による検証においては、検証員の役割を組織として持つ（第2条3項参照）。

2.4 EPDシステム認証に関する役割

本プログラムでは、個人の検証員、又は検証機関に所属する検証員による各EPDに対する検証以外に、EPDシステム認証によりEPDを取得することができる。EPDシステム認証は、EPD取得事業者の組織内にLCAの算定及びEPDの作成、更に、独立性を確保した組織内部の検証員が検証を実施する社内システム（以下、「EPDシステム」）を構築することで、EPD取得を可能にする仕組みである。

EPDシステム認証では、予めEPDを取得する組織内部に当該システムを構築することで、EPDごとに都度外部の検証員又は検証機関による検証を介さずに、同等の第三者性及び信頼性を担保したLCA及びEPDの妥当性及び適合性評価等を実施することができる。EPDシステム認証は、一社で数多くの製品を対象に効率的なEPD取得を目指すEPD取得事業者等に適しており、信頼性の高い製品環境一次データをサプライチェーンで数多く流通させる目的においても、重要な仕組みに位置付けられる。

なお、EPDシステム認証によるEPD取得のためには、EPD取得事業者が本プログラムの定める要求事項を満たすEPDシステムを構築しなければならず、当該システムは、本プログラムに登録されたEPDシステム認証機関による認証を受けなければならない（第6条参照）。

2.4.1 EPDシステム登録事業者

EPDシステム登録事業者とは、EPDシステム登録予定及び登録済みの事業者を指す。EPDシステム

登録事業者は、当該システムが常に適切に実施され、維持されることを確実なものとしなければならない。

2.4.2 EPD システム認証機関

EPD システム認証機関は、認定機関から ISO17021-1、ISO17029 又は ISO17065 の認定を受け、本プログラムに登録された Annex C で定める要求事項を満たす機関である。当該認定を受けていない機関は、Annex C 及び Annex D に定める要求事項を満たすことで、本プログラムの EPD システム認証機関としての登録が可能である。なお、EPD システム認証の審査実績を有する機関はこの限りではない。EPD システム認証機関は、十分かつ適切な客観的証拠に基づき、EPD 取得事業者内における LCA 算定、EPD 作成、検証、及び EPD 公開を行うシステムが、要求事項を満たしていることを審査及び認証する役割を持つ。

2.4.3 EPD システム認証審査員

EPD システム認証機関は、EPD 取得事業者の EPD システムの審査を実施するため、EPD システム認証審査員（以下、「システム認証審査員」）を設置しなければならない。システム審査は、本プログラムが定める力量に関する要求事項を満たし、本プログラムに登録されたシステム認証審査員が実施できる。システム認証審査員の力量及び登録手順については、Annex B を参照すること。

なお、EPD システム認証審査員は、主任システム審査員とシステム審査員に分類される。主任システム審査員は、審査チームのリーダーとして審査を統括する者であり、システム審査員は、主任システム審査員の指揮指導のもとに審査を行う者である。

3 PCR 策定プロセス

PCR は、製品カテゴリーごとの LCA 算定及び環境情報開示に関する共通ルールであり、EPD プログラムによる管理のもと、GPI 及び関連規格（ISO14040、ISO14044、ISO14025、ISO/TS14027）に準拠し策定される。本プログラムにおける PCR は、本プログラムで定められた手順に則り策定されなければならない。主に以下の 4 つのプロセスに分類される。

- ・ 策定準備（3.1 参照）
- ・ PCR 原案作成（3.2 参照）
- ・ 意見公募（3.3 参照）
- ・ PCR レビューパネル及び公開手続き（3.4 参照）

PCR 策定は原則として、対象とする製品カテゴリーに関連する事業者等が参加する PCR WG を編成することで開始される。編成された PCR WG には、PCR 策定を主導する PCR モデレーターを設置し、PCR モデレーター主導のもと、PCR WG にて PCR 原案を作成する。PCR 原案の作成後、当該原案に対してあらゆる利害関係者が意見を提出できるよう、本プログラムで定められた期間及び手法にて意見公

募が実施される。PCR WG は、意見公募で提出された意見への対応を検討し、PCR WG は必要に応じて PCR 原案に修正を施す。意見公募対応後の PCR 原案に対しては、ISO14040 及び ISO14044 に基づく妥当性及び GPI への適合性等を判断するため、本プログラムが選任した専門家による PCR レビューパネルが実施される。PCR レビューパネルに合格後、PCR の本プログラムウェブサイトへの掲載をもって PCR は正式に利用可能となる。各 PCR の有効期限は原則として、PCR レビューパネルの合格日から 5 年間で、PCR の有効期間中は、当該 PCR に基づいた EPD 取得が可能となる。なお、本プログラムで策定された PCR の一切の著作権は、本機構に帰属する。

3.1 PCR 策定準備

PCR は、本プログラムにて編成された PCR WG によって策定されなければならない。PCR 策定を希望する事業者等は、PCR WG にて PCR 策定を開始する前に、暫定的な製品カテゴリーの範囲及びバウンダリーを決定し、事務局に通知しなければならない。PCR の策定準備段階では、本プログラムに限らず、ISO14025 及び ISO/TS14027 に準拠し運営される他の EPD プログラムによって策定された既存 PCR の適用可能性が検討されなければならない。また、PCR の暫定的な製品カテゴリーの範囲は国際的な生産物分類等を用いて定義可能な範囲でなくてはならない。PCR 策定の開始が本プログラムによって認められた場合、利害関係者を含む PCR WG が編成され、PCR モデレーターを中心とした PCR 原案作成が開始される。

3.1.1 製品カテゴリーの定義

PCR が対象とする暫定的な製品カテゴリーの範囲は、PCR WG 編成時点で策定を希望する事業者の意向、国内外の動向、本プログラムの既存 PCR、本プログラム以外の EPD プログラムの PCR 等を踏まえ、PCR モデレーター及び事務局で必要に応じて協議を実施し、最終的に事務局が決定する。事務局は、暫定的な製品カテゴリーの決定にあたり、必要に応じて技術委員会からの助言を得る。暫定的な製品カテゴリーは、PCR WG の参加メンバー構成、PCR WG での議論内容、及び意見公募等を踏まえて適宜変更可能なものとするが、変更の判断は事務局が行うものとし、PCR モデレーターを中心とした PCR WG の判断により変更されてはならない。

なお、PCR を国際的にも利用可能なものとするため、各 PCR 対象とする製品カテゴリーの範囲は、原則として UNCPC（国連中央生産物分類）を用いて定義されるものとする。UNCPC での定義が不可能である等、事務局が認めたやむを得ない理由がある場合は、その他の国際的に一般的に用いられる分類、又は日本国の生産物分類を用いて製品カテゴリーを検討しても良い。ただし、UNCPC での定義が不可能である場合においても、PCR が対象とする製品カテゴリーに最も近い UNCPC が補足情報として併記されることが望ましい。

3.1.2 Core-PCR 及び Sub-PCR

本プログラムでは、可能な限り幅広い製品カテゴリーにおける EPD 取得を可能とし、更に、共通するサプライチェーン上のあらゆる製品に対して一貫したルールを策定できるよう、PCR の対象製品カテ

ゴリーを構造化する PCR 策定を推進する。構造化された PCR においては、ある業界等における幅広い製品に共通して適用するルールを定める Core-PCR（例えば、「建築・建設材料」という範囲の PCR）と、製品カテゴリーを絞り、当該製品カテゴリーに関する補完ルールを定める Sub-PCR（例えば、「建築用断熱材」という範囲の PCR）が策定され得る。Sub-PCR は、Core-PCR を補完する位置づけであり、Sub-PCR においては、Core-PCR に定めのない詳細条件やシナリオ等を規定する。Core-PCR 及び Sub-PCR の関係性を、以下の図 2 に示す。

なお、EPD 取得には必ずしも Sub-PCR は必要とせず、該当する Sub-PCR が存在しない場合には、Core-PCR を用いた EPD 取得が可能である。一方、比較可能性追求の観点においては、データ収集項目やシナリオ等がより具体的に明記されていることが望ましく、EPD 取得の際、該当する Sub-PCR が存在する場合には必ず Sub-PCR を用いなければならない。また、全ての製品カテゴリーにおいて Core-PCR 及び Sub-PCR による構造化が適しているとは言えず、構造化をとらない単体での PCR も策定可能である。

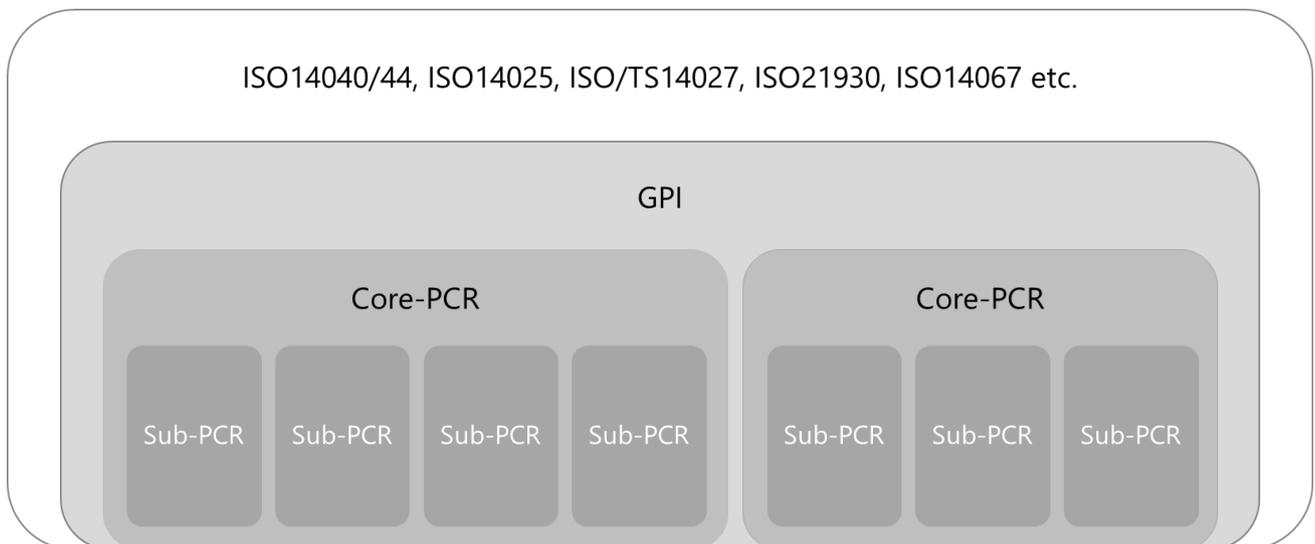


図 2 構造化された PCR のイメージ

3.1.3 既存 PCR の考慮

PCR が対象とする暫定的な製品カテゴリーの検討にあたっては、本プログラムの既存 PCR を考慮しなければならない。同一の、又は類似する製品カテゴリーを対象に含む PCR が既に存在する場合、事務局が認めた妥当な理由がある場合を除き、既存 PCR の対象範囲を拡張する改訂、又は既存 PCR を内包する新規 PCR の策定を検討しなければならない。用途や機能等も共通する同一製品に対する二重基準の策定（以下、「ダブルスタンダード」）は回避されなければならない。

また、既存 PCR が共通のサプライチェーン上にある製品カテゴリーをカバーしている場合（例えば、衣料の原材料である「繊維」を対象とする PCR が存在している中、「衣料」を対象とする PCR を策定する場合）、共通のサプライチェーン上でのダブルスタンダードを回避するため、これらの PCR を参照関係に位置づけなければならない。

3.1.4 国外 EPD プログラムの既存 PCR の考慮

本プログラムは、LCA 算定及び製品環境情報開示に関するルールの国際整合を推進しており、ISO14025 に準拠し運営される本プログラム以外の EPD プログラムにおいて、類似の製品カテゴリーを対象とする PCR が既にある場合、可能な限り当該既存 PCR と整合した PCR が策定されるよう配慮されなければならない。また、本プログラムが ISO/TS14029 に基づき相互認証協定（MRA : Mutual Recognition Agreement）を締結する EPD プログラムの PCR は、協定で定められた手続きを経ることで、本プログラムにおいて利用可能となる。

3.1.5 PCR WG メンバーの募集

暫定的な製品カテゴリーの決定後、PCR 策定のための PCR WG を編成し、PCR 策定を主導する PCR モデレーターを設置する。PCR モデレーターは、事務局により選任される「事務局派遣型」と、PCR WG 参加事業者、又は PCR WG 参加事業者が契約したコンサルタント等が立候補する「参加者立候補型」があり、いずれの場合においても PCR モデレーターは、Annex B に定める力量を有していなければならない。

PCR モデレーターの決定後、幅広くバランスの取れた利害関係者の PCR WG への参加を促すため、本プログラムが定める手順に基づき PCR 策定に関する情報周知が実施される。事務局が実施する周知には、プログラムウェブサイト上での情報掲載、及び事務局が管理するメーリングリストでの案内を含み、必要に応じて利害関係者へ直接連絡を行う。周知には最低でも以下の情報を含むものとし、本プログラムウェブサイト等で十分な期間実施されなければならない。

- ・ PCR の暫定的な製品カテゴリー及びその詳細
- ・ PCR モデレーターの氏名及び所属
- ・ PCR の暫定的な対象ライフサイクル段階
- ・ PCR が参照する規格

なお、PCR モデレーターは、利害関係者が PCR WG に参加できるよう、事務局と協力し PCR WG 参加メンバーの招聘を実施しなければならない。正当な理由なく周知先の範囲を狭めたり、参加の打診を控えたりしてはならない。また、PCR WG への参加を希望する事業者は、事前に秘密保持誓約を含む必要書類を事務局に提出しなければならない。事務局の事前の許諾なしに PCR WG に参加又は傍聴等してはならない。

PCR WG は、可能な限り幅広くバランスの取れたメンバーで構成され、特定の利害関係者の意向が強く反映されるようなメンバー構成とならないよう配慮されなければならない。PCR WG メンバーのリストは、PCR WG 募集段階よりプログラムウェブサイト上に開示される。また、最終的な PCR WG 参加メンバーは PCR 本文に記載され、公開情報となる。なお、事務局は、PCR 策定を可能な限り円滑に進めるべく、PCR 策定に非協力的な事業者等や、EPD 取得以外の目的で PCR WG への参加を希望する事業者等に対する参加拒否権を持つ。事務局は、PCR WG に関して個別のやり取りを行ったものの不参加となった事業者等を含むリストを文書化し、管理する。

3.2 PCR 原案作成

PCR モデレーターを中心とする PCR WG にて、本プログラムが提供する PCR テンプレートに沿って PCR 原案を作成する。テンプレートに記載の内容は、第 8 条に示す。PCR は、対象とする製品に関する LCA 調査や文献、EPD 等、当該情報の公開又は非公開を問わず、既存の LCA 又はフットプリント算定情報に基づき策定されなければならない。適切な LCA 及びフットプリント情報が存在しない場合、PCR 策定と並行して LCA 算定を実施しても良い。PCR 策定の際に用いた LCA 情報は、PCR に記載される。

PCR WG にて作成された PCR 原案は、意見公募向けに体裁を整えた上で、PCR モデレーターより事務局に提出されなければならない。事務局は、提出された PCR 原案を確認し、PCR 原案に対し修正及び再提等出を求めることができる。

3.2.1 LCA 算定ルールの規定

PCR は主に、製品カテゴリーに対する LCA 算定ルール等を規定する。LCA 算定は、ライフサイクルインベントリ (LCI : Life Cycle Inventory) 分析とライフサイクル影響評価 (LCIA : Life Cycle Impact Assessment) を含み、既存の LCA 算定情報に基づかなければならない。また、本プログラム全体で一貫したルールに基づく LCA 算定が実施されるよう、全ての PCR は GPI 及び Annex A に規定の算定方法に準拠しなくてはならない。PCR では、LCA 算定の条件及び要求等に関して、最低でも以下の事項を規定しなければならない。

- ・ PCR 策定の目的
- ・ PCR の対象製品範囲
- ・ 地理的範囲
- ・ 宣言単位又は機能単位
- ・ 対象とする構成要素
- ・ システム境界 (ライフサイクルフロー図を用いて図示)
- ・ データ収集項目
- ・ カットオフ基準
- ・ アロケーションルール
- ・ データ品質及び要求事項
- ・ 各種シナリオ
- ・ 一次データの収集が困難なプロセス等に対する対処方法
- ・ 推奨 LCI データベース
- ・ 推奨影響評価モデル
- ・ 対象とする影響評価領域
- ・ 対象とする LCI 分析結果項目
- ・ EPD への記載事項

なお、特定の国又は地域における法規則又はその他の条件等に対応するため、PCR に特定の地理的範囲にのみ適用する要求事項等を設定することができる。この場合、当該事項の地理的有効性について

PCR で明確にしなければならない。また、本プログラムでデフォルトに位置づく影響評価モデルは、本プログラムウェブサイトに掲載される。

3.2.2 LCA に関する追加情報の規定

PCR では、EPD の読み手の適切な理解を促す目的で記載される、LCA に関する追加情報について規定しなければならない。当該情報は、LCA 算定に関連する補足情報であり、情報の受け手の誤認を避け、比較可能性の判断等のために必要な必須事項と、製品環境情報のより適切なコミュニケーションに寄与し得る推奨事項に分類でき、PCR においては、製品特性等を踏まえて内容を規定する。

3.2.3 追加環境情報の規定

PCR では、EPD に記載可能な LCA に関連しない環境情報について規定することができる。ただし、追加環境情報として記載できる内容は、EPD が対象とする製品に関連する情報に限定され、又、環境に関連しない情報（製品の安全性に関する情報等）と混同して記載してはならない。PCR においては、製品特性等を踏まえて記載内容を規定することができる（Annex A 参照）。

3.2.4 比較可能性に関する規定

PCR では、EPD の読み手の比較可能性に関する誤認を避け、適切な理解を促す目的で、製品特性等を踏まえて比較可能性に関する条件等を詳細に記載することができる。なお、EPD においては製品間比較を行ってはならず、追加環境情報を含むいかなるセクションにおいても、他製品と比較した環境優位性等を示す記載をしてはならない（例えば、従来製品と比較した GHG 排出削減量）（Annex A 参照）。

3.3 PCR 意見公募

PCR は、PCR WG 参加メンバーのみならず、製品カテゴリー内の製品を製造又は販売する全ての事業者が利用可能な共通ルールである。そのため、PCR WG メンバー以外を含むあらゆる利害関係者が PCR 原案に対する意見を提出できるよう、本プログラムに定められた手順にて、利害関係者が文書に容易にアクセス可能な方式により意見公募が実施される。

3.3.1 意見公募の実施

PCR 原案に対する意見公募は、本プログラムウェブサイト上で実施される。意見公募の期間は最低 4 週間とし、意見公募開始後に、事務局が管理するメーリングリスト等での周知を実施する。また、PCR WG への参加に至らなかった利害関係者等に対しては、事務局又は PCR モデレーターより直接連絡を行う。PCR 原案に対する意見を提出する利害関係者は、本プログラムが提供する所定のフォーマットに意見等を記載し、意見公募期間中に事務局に提出しなければならない。なお、所定のフォーマットを用いずに提出された意見、必要な情報が不足している状態で提出された意見、PCR 策定を妨げる意図等が見受けられる意見、及び意見公募期間の終了後に提出された意見等は無効だが、内容によって、PCR モデ

レーターの判断により意見公募対応の際に考慮に含めても良い。

3.3.2 意見公募対応

意見公募期間中に提出された意見に対しては、PCR モデレーターが中心となり PCR WG にて対応を実施する。PCR WG は、提出された全ての有効な意見に対して PCR 原案への意見反映の有無等を検討しなければならない。必要に応じて PCR 原案を修正する。意見を PCR の内容に反映させない場合には、反映させない正当な理由がなければならない。PCR モデレーターは全ての有効な意見について、PCR WG での対応検討を取りまとめ、意見への対応結果を所定のフォーマットにて文書化しなければならない。当該文書は、PCR レビューパネルに提出され、対応の妥当性はレビューの対象となる。また、当該文書は PCR 策定後に、本プログラムウェブサイトにて公開される。

3.4 PCR レビューパネル及び公開手続き

3.4.1 PCR レビューパネルの設置

意見公募への対応実施後、PCR 原案は、PCR WG から独立した第三者委員会である PCR レビューパネルによる審査を受けなければならない。PCR レビューパネルによる審査に合格した PCR 原案のみ、ISO14025 に準拠した PCR として本プログラムに登録され、本プログラムウェブサイトにて公開される。

PCR レビューパネルは、LCA 算定ルール、及び追加環境情報を含む開示情報等に関する取り決めの妥当性及び適切性等を、GPI 及び関連規程に基づき判断する。PCR レビューパネルは、委員長 1 名と委員 2 名以上の最低 3 名の専門家によって構成され、技術委員会の委員を中心に、本人の承諾のもとに事務局が任命する。

PCR レビューパネルは、集合的に本プログラム及び EPD 全般に関する知識、LCA に関する実績及び知見、PCR 原案が対象とする製品の製品製造プロセス等に関する知識を有していなければならない。そのうち、委員長は必ず LCA に関する高い専門性を有した者でなければならない。PCR 原案が対象とする製品の製造者及び提供者から独立した者でなければならない。また、PCR WG との第三者性確保の観点から、PCR レビューパネルの委員についての任命権は事務局が持ち、PCR WG メンバーやその他の利害関係者が指名等できるものではない。更に、PCR WG メンバーは、PCR レビューパネルの委員長又は委員になることはできない。

なお、PCR モデレーターを事務局が選任する「事務局派遣型」の場合を除き、PCR レビューパネル委員の過度な負担を回避する目的で、PCR レビューパネルの前に、PCR の専門家による事前チェックを必須とする場合がある。

3.4.2 PCR レビューの実施

PCR レビューパネルは、事務局が提供するチェックリストに基づき、少なくとも以下の要素について審査しなければならない。

- ・ GPI への適合性
- ・ 関連規格（ISO14040、ISO14044、ISO14025、ISO21930、ISO14067 等）に基づく算定ルールの

妥当性及び適合性

- ・ 製品カテゴリーの範囲の妥当性
- ・ システム境界の妥当性
- ・ 一次データ収集項目の妥当性
- ・ 二次データの品質の妥当性
- ・ PCR 策定に用いられた文献、研究、試算等の妥当性
- ・ 対象とする環境指標（影響評価領域及び LCI 分析結果項目）の妥当性
- ・ 意見公募への対応の妥当性
- ・ 記載内容及び書式等の適切性

PCR レビューパネルは、PCR WG に対して原案の修正や見直しを求めることができる。PCR レビューパネルから PCR 原案に対して指摘事項、推奨事項又は確認事項等がある場合、当該事項は事務局を介して PCR モデレーターに対して通達される。PCR モデレーターを中心とする PCR WG は、当該事項への対応を検討し、必要に応じて PCR 原案への修正や追加の情報提供等を実施する。指摘事項等を反映させない場合は、反映させない正当な理由がなければならず、その正当性は PCR レビューパネルによって認められなければならない。

なお、事務局は PCR レビューパネルの意向や指摘内容等を考慮し、必要に応じて PCR レビューパネルと PCR モデレーターによるウェブ会議等のコミュニケーションを促すことがある。PCR レビューパネルはレビューの過程において、PCR WG に対してコンサルティングにあたる行為を実施してはならず、PCR モデレーターを初めとする PCR WG は、PCR レビューパネル及び事務局に対してコンサルティングに当たる支援や助言を求めてはならない。

PCR WG による指摘事項等への対応後、PCR レビューパネルは当該対応について確認を行い、PCR 原案に対する最終合否を決定する。PCR レビューパネルは、事務局が提供する所定のフォーマットにてレビューパネル報告書を作成し、PCR レビュー委員長による取り纏めのもと、事務局にレビューパネル報告書を提出しなければならない。

3.4.3 PCR の公開

PCR レビューパネルによる合否判定が出された後、事務局は PCR レビューパネル報告書を確認後、PCR モデレーターに対して合否通知を行う。PCR レビューパネルに合格した場合、事務局は PCR 公開に必要な、PCR 登録番号の設定や当該番号の PCR への記載、PCR 合格日の記載等を実施し、PCR を本プログラムウェブサイト上に PDF ファイル形式で公開する。また、PCR の有効期間は、PCR レビューパネルの合格日から 5 年間とする。

なお、PCR は誰でも閲覧及びダウンロードが可能な状態で公開されるが、本プログラムの全ての PCR の一切の著作権は本機構に属し、EPD 取得以外の目的で事業者等が利用する場合には、その用途（例えば、算定結果の対外的な公表の有無等）や、範囲（例えば、部分的な利用であるか、全部の利用であるか等）に関わらず、本機構の事前の許諾を得なければならない。著作権法で認められている特定の非商業的利用を除いて、本プログラムのウェブサイト以外のいかなる媒体においても本機構の事前の許諾なく掲載してはならない。また、EPD プログラム運営機関を除き、EPD 取得以外の目的での PCR 利

用は原則有償とする。

3.5 PCR の改訂

本プログラムでは、公開中の有効 PCR の改訂を行うことができ、PCR 改訂には、PCR の有効期間に影響を及ぼさない改訂と、PCR 有効期限の延長を伴う改訂の 2 通りがある。なお、本プログラムでは、PCR の有効期間中のみ当該 PCR を用いた EPD 取得が可能であり、有効期間を過ぎた PCR は無効となり、EPD の新規取得及び取得済み EPD の有効期間延長を伴う更新に使用することはできない。

3.5.1 PCR 有効期限の延長を伴わない改訂

PCR は、内容の変更又は修正等に値する重要かつ正当な理由がある場合、当該 PCR の有効期間を延長することなく改訂することができる。変更又は修正等に値する重要かつ正当な理由には、編集上の変更、誤記等の訂正、記載の明確化、推奨事項や許諾事項等の追加及び変更等が含まれる。

住所変更などの軽微な変更については事務局が改訂を実施するものとするが、変更が LCA 算定及び EPD の開示情報に影響を及ぼし得る場合には、事務局から PCR モデレーターに通知され、PCR レビューパネルによる PCR レビューが実施されることが望ましい。なお、変更が利害関係者の意見を必要とする場合には、意見公募を実施することができる。

なお、軽微な変更を除く改訂を実施する際、改訂前の PCR 策定に関わった PCR WG メンバーの意見を聴取した上で改訂を行うことが望ましい。変更が LCA 算定又は検証に影響を及ぼす場合、事務局は PCR の改訂に対し、移行期間を設置することができる。

PCR の有効期限延長を伴う改訂には、原則として PCR 策定手順に則るプロセスを経なければならない（第 3 条 1 項参照）。通常、PCR の有効期限切れのタイミングで有効期限延長を伴う改訂を実施するが、PCR 内容の変更要否に関わらず、PCR 有効期間である 5 年に一度の頻度で、PCR WG での PCR 内容の再精査が実施されなければならない。PCR WG での検討結果は、PCR 内容の変更有無に関わらず PCR レビューパネルにて審査され、妥当性及び最新の GPI への適合性が確認できた場合には当該 PCR の有効期限が 5 年間延長される。なお、有効期限の延長を伴う PCR 改訂に当たっては、PCR の期限切れ後、事務局が最長 1 年間の改訂猶予期間を設けることができる。

3.6 PCR の公開取り下げ

有効期間を過ぎた PCR は、当該 PCR を用いて取得された EPD が有効である限り、本プログラムウェブサイト公開され続けるものとする。PCR の有効期限が過ぎ、かつ、当該 PCR に基づく有効な EPD がない場合は PCR の公開が取り下げられ、無効となる。

4 EPD 取得プロセス

EPD 取得事業者は、自社が製造、販売する製品の EPD を取得するために、GPI、PCR、及び関連規格等に則り、LCA 算定及び EPD 作成を実施し、本プログラムでの検証を受けなければならない。なお、LCA 算定及び EPD 作成等に当たり、EPD 取得事業者が契約するコンサルタント等による支援を受けても良いが、申請や維持等に係る一切の責任は EPD 取得事業者が持つ。また、本プログラムにおける EPD は、既に市場に流通する製品、または流通することが確実な製品のみを対象とする。

本プログラムでの検証に合格後、EPD 登録手続きを経ることにより、有効な EPD として本プログラムウェブサイト上に公開される。EPD の有効期間は原則 5 年間であるが、有効期間中に LCA データ等に変更が生じた際には、EPD 取得事業者の責任のもと、適宜最新の情報に更新されなければならない。また、EPD の有効性を維持するために、EPD 取得事業者は毎年プログラム加盟料を支払わなければならない。プログラム加盟料の支払いがなされなかった事業者の EPD は全て取り下げとなる。

本プログラムにおける EPD は、所定の手順に則り進められ、主に以下に示す 5 つのプロセスに分類される。

- ・ PCR の決定 (4.1 参照)
- ・ LCA 算定 (4.2 参照)
- ・ EPD 作成 (4.3 参照)
- ・ 検証 (4.4 参照)
- ・ 公開 (4.5 参照)

4.1 PCR の決定

EPD 取得事業者は、本プログラムウェブサイトより確認できる有効な PCR から、EPD 取得を希望する製品に適用可能な PCR の有無を確認する。なお、PCR は EPD 取得に向けた検証時点で有効なものではない。EPD 取得を希望する製品を対象とする PCR が存在しない場合、EPD 取得事業者は、既存 PCR の対象に当該製品を含むように改訂するか、新たな PCR を策定することができる (第 3 条参照)。また、国外の EPD プログラムにおける既存 PCR は、当該プログラムと本プログラムが相互認証協定を締結している場合、協定で定められた手続きを経ることで本プログラムでも利用可能となる。

なお、本プログラムにおいては、Core-PCR 及び Sub-PCR に構造化された PCR 群が存在するが、Sub-PCR が存在する場合、原則として Sub-PCR を用いた算定を実施しなければならない (Sub-PCR が存在するにも関わらず、Core-PCR のみを用いて EPD を取得することは出来ない)。

4.2 LCA 算定

EPD 取得事業者は、以下に基づき LCA を実施しなければならない。

- ・ ISO14040/44、ISO21930 等の LCA 及び EPD に関する関連規格
- ・ ISO14046 及び ISO14067 等のフットプリントに関する関連規格
- ・ GPI、特に Annex A に記載の LCA 算定方法
- ・ 対象の PCR

- ・ その他の関連規格

なお、EPD 取得事業者は、LCA に関する情報を、検証可能な形式で LCA 検証書類として作成しなければならない。LCA 検証書類には、LCA 算定方法、算定に用いたデータやシナリオ、エビデンス、算定結果等の LCA 情報等が含まれ、LCA としての妥当性や収集データの有効性、GPI 等との適合性等が判断しやすいフォーマットで作成されるべきであり、本プログラムは LCA 検証書類のフォーマットを提供する。EPD 取得事業者は、必要に応じて、所定のフォーマットに加え、LCA 検証書類の内容を補足するエビデンス等に関する資料を用いて EPD 取得を申請することができる。

なお、LCA 検証書類は検証のためにのみ用いられ、EPD として公開される情報とは異なる。

4.3 EPD 作成

EPD 取得事業者は、LCA 算定の内容及び結果をもとに、GPI 及び対象の PCR に基づき公開情報となる EPD を作成しなければならない。EPD には、LCA の算定結果に加え、情報の透明性を確保し、読み手の適切な理解を促す目的で、LCA 算定に関連する補足情報や、製品に関するその他の環境情報等が記載される。

4.4 検証

EPD 取得事業者は、本プログラムにて定められた検証方法に則り、検証を受けなければならない（第 5 条参照）。

4.5 公開

EPD 取得事業者は、検証合格通知を受けから 3 ヶ月以内に EPD の公開を行わなければならない。EPD の公開により、EPD が本プログラムウェブサイトに掲載され、公開前の（本プログラムウェブサイトに掲載されていない）EPD は、仮に検証に合格済みであってもコミュニケーションに利用してはならない。EPD 取得事業者は EPD 登録後から有効期間中、EPD ロゴマークや EPD に記載の検証済みの情報をコミュニケーションに利用することができる（Annex F 参照）。

なお、EPD に記載の一切の情報についての責任は EPD 取得事業者にあり、EPD に記載の情報に関する問い合わせ対応は、EPD 取得事業者が行うものとする。

4.5.1 EPD の更新

EPD 取得事業者は、EPD の有効期間内において LCA データ等の変更の有無を確認しなければならず、LCA データ等に変更があり、以下のような変化が生じた場合、EPD の更新を行わなければならない。

- ・ 開示項目となっている環境影響領域又は LCI 分析結果のいずれかの指標における 5%以上の変化
- ・ EPD 記載情報の誤り
- ・ 製品情報、LCA 情報、又は追加環境情報等を含む EPD の記載情報に対する重大な変更

また、EPD に記載の情報の誤字や住所変更等、軽微な変更の場合を除き、EPD 更新の際は再度検証を受けなければならない。更新後の EPD は、原則として旧版と同じ登録番号を保持するが、登録番号に枝番が付与され、EPD には更新された内容及び更新日が記載される。EPD の更新後も、検証有効期限は原則として変更されないが、再検証時に適用できる最新版の GPI 及び PCR に基づき変更点のみに限定せず再度すべてを検証した場合には、更新された EPD は再検証に合格した日付に基づいて新たに有効期間を設定する。

4.5.2 EPD の公開取り下げ

EPD 取得事業者は、EPD の有効期間内であっても、EPD の公開の取り下げを行う事ができる。EPD 取得事業者は、検証合格日を起点として 1 年以内に取り下げを行う場合、又は検証合格後 3 カ月以降も EPD を登録しなかった場合、最低 1 年分のプログラム加盟料を支払わなければならない。なお、事務局は、EPD 取得事業者から公開取り下げの申し出があった場合の他、以下のいずれかの事由により EPD の登録を取り下げることができる。取り下げられた EPD は無効となり、一切のコミュニケーション等用いてはならない。

- ・ GPI 又は PCR への不適合が判明した場合
- ・ 虚偽の記載等が判明した場合
- ・ 優良誤認等を招き得る事態が発覚した場合
- ・ 本プログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合
- ・ EPD プログラム加盟料が未払いで、かつ、再請求後も 3 ヶ月以上支払われない場合
- ・ EPD の内容の誤り等について、指摘後も 3 ヶ月以上修正されなかった場合

上記の違反内容や対応が著しく不適な場合等において、事務局は違反者名及び違反内容の公表や、本プログラムが被る損害に対し、必要に応じて法的措置を講じることがある。

4.6 料金

EPD 取得にかかる料金については、本プログラムウェブサイトを参照すること。

5 検証

5.1 検証の種類

本プログラムにおける検証は、個人又は機関に所属する検証員による各 EPD に対する検証と、EPD システム認証機関による EPD 取得事業者の社内システムに対する検証を実施する EPD システム認証の、2 通りの検証方式に分類される。

検証員による検証は、各 EPD に対して EPD 取得事業者外の独立した検証員が実施するものである。EPD システム認証は、LCA 算定と EPD 作成、及びその内部検証を実施する EPD 取得事業者内に構築

された社内システムに対して、EPD システム認証機関からの認証を受けることにより EPD 取得を可能にする仕組みである。いずれの方式も、LCA 及び EPD の妥当性及び適合性の評価は、独立した第三者の個人又は組織によって実施されるものであり、外部検証に位置付けられる。なお、本プログラムにおいては、EPD の開示先に関わらず (toB、toC を問わず)、第三者による検証を経ない内部検証は実施しない。

5.2 検証の基本的な考え方

本プログラムにおける検証は、検証方式に関わらず、EPD に記載する情報の基盤となる LCA (LCA データ及び LCA 算定) に対する検証と、公開情報に当たる EPD (LCA 関連情報及びその他の情報) に対する検証によって構成され、主に以下の観点の評価する。

- ・ ISO14040 及び ISO14044 に基づく妥当性
- ・ GPI 及び PCR 等への適合性
- ・ データ等の正確性、信頼性、及び有効性

なお、LCA に対する検証と EPD に対する検証は別々に実施しても良いが、本プログラムでは原則として、一連の検証プロセスとして同一の検証員が実施するものとする。

また、「検証 (Verification)」と「妥当性確認 (Validation)」という用語は、環境マネジメントに関する国際規格 (ISO14050) と、監査に関する規格 (ISAE3000 等) では、実質的に異なる用語定義がなされる等、当該用語が用いられる制度や枠組みによって解釈が異なる現状がある。EPD プログラムは、ISO14040/44 の LCA を基盤とした ISO14025 準拠の国際的枠組みであり、環境マネジメントの文脈において、製品環境情報の第三者検証を実施する枠組みとして長年に渡り運用されている。また、EPD プログラム間での国際整合の観点から、本プログラムにおいては、「検証」及び「妥当性確認」の用語定義には、原則として環境マネジメントの用語に関する国際規格、ISO14050 における記載を参考にするものとし、用語の混同を回避するため、ISAE3000 や ISO14065 等の EPD 以外の枠組みで用いられる用語定義は現時点では参照しないこととする。

5.3 検証の独立性

本プログラムにおける検証は、EPD 取得事業者から中立かつ独立した立場にある検証員によって実施されなければならない。事務局から検証実施の打診を受けた検証員は、中立性及び独立性の確保が疑われる場合には、検証を引き受けてはならない。検証員の中立性及び独立性の確実なものとし、公平な検証を実施するため、検証員は、EPD システム認証を除き、EPD 取得事業者及びその関連組織と雇用関係にある者であってはならず、EPD 取得を支援する EPD 取得事業者外部のコンサルタント等、検証の対象となる LCA 算定及び EPD 作成に関与した者であってはならない。また、検証員は、公平な検証実施を確実なものとするため、EPD 取得事業者と利害関係にあってはならず、検証結果 (合否や数値の大小等) が検証員本人もしくは検証員が所属する組織等の社会的身分や地位、事業等に何らかの影響を及ぼし得る場合には、検証を実施してはならない。更に、EPD 取得事業者及び関連組織やコンサルタント等を含む関係者は、いかなる手段においても検証員の中立性及び独立性を阻害してはならず、検証員の公

正な判断等に影響を及ぼし得る行為や言動、又はそれらの暗示等を行ってはならない。万が一、検証実施中に検証員の中立性及び独立性に影響を及ぼす行為等が見受けられた際には、検証員は、事務局に速やかに事態を報告するとともに、検証を中断しなければならない。

5.3.1 検証におけるコンサルティング行為の禁止

検証員は、LCA 及び EPD の妥当性及び適合性等の評価を実施する役割を持つ独立した第三者であり、検証の過程において EPD 取得事業者に対してコンサルティングに当たる行為を行ってはならない。また、EPD 取得事業者は、検証の過程において、検証員に対してコンサルティング行為に当たる支援や助言等を求めてはならない。

5.4 検証の要素

検証員は、本プログラムが提供するチェックリストを用い、GPI、PCR、及びその他の関連規格（ISO14025、ISO14040、ISO14044、ISO21930 等）に基づき、最低でも以下を確認しなければならない。

- ・ LCA に対する検証（5.4.1 参照）
 - LCA 算定の妥当性の確認
 - 収集データの正確性及び信頼性の確認
 - LCA 算定及び収集データの有効性の確認
 - LCA 算定及び収集データの GPI、PCR、及び関連規格等への適合性の確認
- ・ EPD に対する検証（5.4.2 参照）
 - LCA 関連情報の正確性及び妥当性の確認
 - 追加の環境関連情報の妥当性及び有効性の確認
 - EPD に記載の一切の情報の GPI、PCR、及び関連規格等への適合性の確認

5.4.1 LCA に対する検証

LCA に対する検証で確認する要素は、例えば以下のような要素を含むが、これらに限定されない。

- ・ LCA 算定者が GPI 及び PCR に記載の要求事項等を適切に理解し、評価対象製品の製法等の特性が考慮された必要なデータ収集項目が抜け漏れなく網羅されているか（LCA 算定の妥当性）
- ・ 適切な機能単位又は宣言単位が設定され、アロケーションや歩留まりの考慮、シナリオ設定、カットオフ等、LCA が適切に実施されているか（LCA 算定の妥当性）
- ・ 正確なデータが収集され、データ収集に係る社内管理システム等が信頼できる形で機能しているか（収集データの正確性及び信頼性）
- ・ 収集したデータの換算や活動量へ落とし込み等が正しく実施され、適切な LCA となっているか（LCA 算定の妥当性・収集データの正確性及び信頼性）
- ・ 検証実施時点における過去のデータに基づく LCA 算定の妥当性と、収集した既存データの正確性及び信頼性の確認に加え、当該 LCA 算定及び当該データが、検証有効期間中の未来においても引

き続き有効と言えるか（LCA 算定及び収集データの有効性）

- ・ GPI、PCR、及び関連規格等での要求事項を全て満たし、推奨事項への適切な対応がなされているか（LCA 算定及び収集データの GPI、PCR、及び関連規格等への適合性）

5.4.2 EPD に対する検証

EPD には、LCA 結果に加え、LCA 算定条件等、EPD の読み手の適切な理解を促進するための情報、及び、LCA に関連しない追加の環境情報等が記載される。EPD に対する検証で確認する要素は、例えば以下のような要素を含むが、これらに限定されない。

- ・ LCIA 及び LCI 分析の結果が正しく記載されているか（LCA 関連情報の正確性及び妥当性）
- ・ LCA 算定に用いた LCA 手法やデータに関する情報が正しく記載され、更に、EPD の読み手が算定内容及び結果を適切に理解するために必要な情報が適切かつ十分に記載されているか（LCA 関連情報の正確性及び妥当性）
- ・ LCA 算定結果に関し、EPD の読み手が誤った解釈をし得るような記載や検証の対象ではない情報等が含まれていないか（LCA 関連情報の正確性及び妥当性）
- ・ LCA 算定結果に関連しない追加の環境関連情報として、立証するに足りない不確実な情報や、想定等に基づいた未検証の情報、架空の情報、EPD の対象製品以外の情報等、優良誤認等を招き得る情報が含まれていないか（追加の環境関連情報の妥当性及び有効性の確認）
- ・ GPI、PCR、及び関連規格等での要求事項を全て満たし、推奨事項への適切な対応がなされているか（EPD に記載の一切の情報の GPI、PCR、及び関連規格等への適合性の確認）

5.4.3 検証における製造拠点等へのサイト訪問

本プログラムにおける検証では、原則として製品の製造拠点等へのサイト訪問を必須としない。ただし、本プログラムの検証では、製造拠点で収集されたデータの正確性及び信頼性の確認は、サイト訪問を実施する場合と同等の品質で実施されなくてはならず、必要に応じて検証員はウェブ会議等のリモート手法を用いてデータ出所やエビデンス等の確認を実施する。

なお、製造拠点等へのサイト訪問の要否は検証員により判断されるものとし、サイト訪問に際して発生する交通費及び宿泊費は、EPD 取得事業者が負担する。

5.5 EPD 取得事業者の責務

EPD 取得事業者は、本プログラムで検証を受け、検証の有効性を維持するにあたり、以下の責務を持つ。

- ・ GPI、PCR、及び関連規則に準拠したデータ収集及び LCA 算定の実施
- ・ LCA 検証書類の記載内容をもとにした、GPI、PCR、及び関連規則に準拠した EPD の作成
- ・ 収集データに誤りがなく、正しく LCA 算定が実施されることを確実なものとする社内体制の構築
- ・ 検証員が合否の判断をするために必要な資料提供及び LCA 算定や収集データに関する検証員への十分な説明

- ・ 検証員及び事務局からの連絡に対する迅速な返答、及び指示等に対する適切な対応
- ・ 検証有効期間内において、LCA 算定に影響を及ぼし得る変化の有無を定期的に確認する社内体制の構築
- ・ 検証有効期間内において、LCA 算定結果に変化があった場合の速やかな情報更新と再検証の申請
- ・ 各種料金の定められた期限内での支払い

5.5.1 EPD の更新

EPD 取得事業者は、EPD を取得した製品の製造工程や原材料等、LCA 結果に影響を及ぼし得る変化がないか、検証有効期間中に定期的に内部での確認を実施しなければならない。

検証有効期間中、LCA 結果に大きな変化が見込まれる場合には、LCA の再実施及び EPD の更新を行い、再検証を受けなければならない。LCA 結果の大きな変化とは、EPD において開示項目となっている環境影響領域又は LCI 分析結果のいずれかの指標における 5%以上の変化を指す。また、LCA 結果に変化をもたらす要因が明確に特定できる場合は、当該変化が影響を及ぼす箇所に焦点を当てた LCA を再実施することができ、その再検証においては、必ずしも変更箇所以外を含むすべてを再検証の対象とする必要はない。なお、検証有効期間内の EPD 更新は、EPD 取得時点における版の GPI 及び PCR を用いることもできる（第 5 条 7 項参照）。

5.6 検証員の責務

検証員は、本プログラムにおける検証を実施するにあたり、以下の責務を持つ。

- ・ 中立性及び独立性の確保（5.3 参照）
- ・ 検証の実施（5.4 参照）
- ・ 検証合否判断
- ・ 検証報告書の作成（5.6.1 参照）

5.6.1 EPD 検証報告書

検証員は、事務局が提供する所定のフォーマットにて、検証結果に関する報告書を作成し、事務局に提出しなければならない。EPD 検証結果報告書は、最低でも以下の事項について記載する。

- ・ EPD 取得事業者に対する確認事項及び指摘事項
- ・ EPD 取得事業者による指摘事項等への修正対応の経緯及び結果
- ・ GPI、PCR 及び関連規格等検証チェックリストによる確認結果
- ・ 検証最終合否判定
- ・ 検証の合否に直接的に影響しない留意事項
- ・ 検証に関する概要（EPD 取得事業者、対象 PCR、対象製品、検証実施日等）
- ・ 検証員に関する情報（氏名、所属、署名等）
- ・ 事務局に対するコメント

5.7 検証の有効期限

EPD の検証有効期間は、原則として検証合格日より 5 年間とする。ただし、検証有効期間中においても、EPD 取得事業者は算定結果に影響を及ぼす変化がないか都度確認し、大きな変化が見込まれる場合には更新しなければならない（第 5 条 5 項参照）。

有効期間中に再検証を実施した場合、以下の事項に基づき有効期間を設定する。5 年後に EPD の有効期限を延長する場合には、製造工程や原材料等の変化の有無にかかわらず、最新の GPI、PCR 及び原単位を用いて LCA を再度実施し、再検証を受けなければならない。

- ・ PCR が最新版ではない場合においても、最初の検証に使用されたものと同版を使用する際、更新された EPD は元の有効期間を維持するものとする。ただし、対象とする PCR が版に関わらず有効である場合に限る。
- ・ 再検証時に適用できる最新版の GPI 及び PCR に基づき変更点のみに限定せず再度すべてを検証した場合には、更新された EPD は再検証に合格した日付に基づいて新たに有効期間を設定する。なお、変更箇所のみ最新版の PCR を使用した場合には、元の有効期限を維持するものとする。

5.7.1 発売前製品 EPD の検証有効期間

発売前製品 EPD においては、検証有効期間は最長 2 年間とする。対象の製品発売後、一次データの品質基準を満たす年間データの取得が可能となった時点で、EPD 取得事業者は速やかに実データに基づく LCA を実施し、検証を受けなければならない（Annex A.7 参照）。

なお、発売前製品 EPD は、その他の EPD と明確に区別されるよう表示されなければならない。

6 EPD システム認証

6.1 EPD システム認証取得手順

EPD システム認証の新規取得は、主に以下に示す手順で実施されるものとする。

- ・ EPD システムの構築（6.1.1 参照）
- ・ EPD システム認証機関による審査（6.1.2 参照）
- ・ EPD システム認証機関内レビュー（6.1.3 参照）
- ・ EPD システム登録事業者としての登録（6.1.4 参照）

6.1.1 EPD システムの構築

EPD システム登録事業者は、Annex E で定める要求事項に従って、EPD システムを確立し、文書化し、実施し、維持しなければならない。また、EPD システムは、該当する PCR の要求事項を遵守し、確実に実施できるものでなければならない。

6.1.2 EPD システム認証機関による審査

EPD システム登録事業者は、EPD システムを構築し、運用を行った後、以下 a) ～d) に示す手順で EPD システム認証機関より審査を受けなければならない。

- a) 本プログラムに登録された EPD システム認証機関に EPD システム認証審査申請書を提出する。
- b) EPD システム認証機関は、事務局に EPD システム登録事業者から受領した EPD システム認証審査申請書を送付する。
- c) 申請書内容の確認を行い、審査実施が可能な場合、審査要領等の打合せを EPD システム登録事業者と行う。
- d) EPD システム認証機関は、EPD システム登録事業者との打合せに基づき審査計画を作成し、EPD システム登録事業者及び事務局に送付する。
- e) EPD システム認証機関は、第一段階、第二段階審査を行い、審査報告書を作成する。

第一段階審査

- EPD システム登録事業者が作成したマニュアル等を事前に審査する書面審査
- マニュアル等の確認等 EPD システムの構築状況の審査を行う対面審査

第二段階審査

- EPD システムを利用して算定された EPD の内部検証の妥当性の確認を行う本審査
- 一次データを収集するサイトにおけるサイト審査

6.1.3 EPD システム認証機関内レビュー及び結果通知

EPD システム認証機関は、審査後、以下 a) ～b) に示す手順で EPD システム認証機関内レビュー及び結果通知を EPD システム登録事業者に行わなければならない。

- a) 審査報告書をもとに認証機関内レビューを行い、機関内レビュー結果報告書を作成する。
- b) EPD システム認証機関は、認証もしくは再審査の判定を行い、認証の場合は認証文書を発行のうえ、EPD システム登録事業者に通知する。

6.1.4 EPD システム登録事業者としての登録

EPD システム認証機関より認証を受けた事業者は、以下 a) ～c) に示す手順で EPD システム登録事業者として登録し、EPD システム認証による EPD 申請を行う。

- a) 以下に示す内容を含む EPD システム登録申請書及び認証文書の写しを事務局に提出する。
 - 認証を受けた EPD システム認証機関名
 - EPD システム認証日
 - EPD システム有効期間
 - EPD システム認証番号
- b) 事務局は EPD システム登録申請書の内容を確認し、登録の条件を満たすと判断した場合は EPD システム登録番号を EPD システム登録事業者に通知し、本プログラムのウェブサイトに掲載する。
- c) EPD システム登録事業者は、登録した EPD システムに基づいて算定・検証・登録公開手続きを行う。

6.2 EPD システム登録後の手続き

6.2.1 更新審査

登録の継続を希望する EPD システム登録事業者は、EPD システムの有効期間中に以下 a)～d) に示す手順で更新手続きを完了しなければならない。

- a) EPD システム認証機関に EPD システム認証審査申請書を提出し、EPD システム認証機関は、事務局に登録者から受領した EPD システム更新申請書を送付する。なお、EPD システム更新申請書の提出は、EPD システム有効期間終了日の半年前から提出可能とする。
- b) EPD システム認証機関は、初回審査と同様の手続きを行い、EPD システムが認証された場合は認証文書を発行する。その際の認証日は、更新審査の認証日、認証の有効期間は、既存の有効期限から 3 年とする（第 6 条 1 項参照）。
- c) 更新審査において認証を受けた EPD システム登録者は、事務局に登録更新申請書及び認証文書の写しを提出する。
- d) 事務局は、申請に基づいて本プログラムウェブサイトの EPD システムの有効期間を変更する。

6.2.2 変更審査

EPD システム登録事業者は、対象製品群、対象とする EPD の種類もしくは組織の変更・追加等の EPD システムの適用範囲等の変更を希望する場合は、以下 a)～d) に示す手順で変更手続きを行わなければならない。

- a) EPD システム認証機関に EPD システム認証審査申請書を提出し、EPD システム認証機関は、事務局に登録事業者から受領した EPD システム変更申請書を送付する。なお、EPD システムの変更は維持審査もしくは EPD システム更新時に併せて行ってもよい。
- b) EPD システム認証機関は、変更部分を対象として初回審査と同様の手続き（第 6 条 1 項参照）を行い、結果の通知及び EPD システムが認証された場合は変更部分が追記された認証文書を発行する。その際の認証期間は、既存の認証期間のままとする。
- c) 変更審査において認証を受けた EPD システム登録事業者は、事務局に登録変更申請書及び認証文書の写しを提出する。
- d) 事務局は、申請に基づいて EPD システムの変更点を本プログラムウェブサイトに公開する。

6.2.3 維持審査

EPD システム登録事業者は、以下 a)～d) に示す手順で維持審査を受けなければならない。

- a) EPD システム認証機関に EPD システム認証審査申請書を提出し、EPD システム認証機関は、認証を与えた EPD システム登録事業者に対して、原則年 1 回（EPD システム有効期間内に 2 回）維持審査を行う。
- b) EPD システム認証機関は、維持審査において、少なくとも本審査と同等の審査を実施する。
- c) EPD システム認証機関は、維持審査の結果を維持審査実施報告書にて EPD システム認証機関登録

維持・更新時に事務局に提出する。

7 プログラム運営

7.1 GPI

GPI は、アドバイザーボード、技術委員会、及び事業者等からの意見を踏まえ、2年に一度を目途に定期的に見直しが検討される。事務局は、2年以内であっても必要に応じて、適宜改訂を実施することができる。事務局は、GPIの変更点を精査し、LCA算定や検証等に関する事項が大きく変更になる場合等においては、必要に応じて改訂版への移行期間を設けることができる。なお、全ての利害関係者は、所定のフォーマットにてGPIに対する意見を適宜事務局に提出することができ、定期的な見直しの際に対応要否が検討される。

7.2 PCR と EPD の発行

本プログラムのPCR及びEPDは、関連する補足情報及び資料と共に、事務局によって本プログラムウェブサイトに掲載される。PCR及びEPDは原則として有効なもののみが掲載され、期限切れ等により無効となったものの掲載は取り下げられる。なお、本プログラムのPCR及びEPDは、本プログラムウェブサイト及び事務局が事前に許可したプラットフォーム等でのみ公開が許され、PCR及びEPDのファイルを本プログラム以外で掲載してはならない。本プログラムウェブサイト以外に情報を掲載する際は、本ウェブサイトへのリンク（URL又はQRコード）を記載する形としなければならない。

7.3 技術委員会（TC）の設置

技術委員会（TC）は、本プログラムに関連する技術的諮問事項に関し、事務局に対する助言を行う役割を持つ。技術委員会メンバーは、LCA、EPD、PCR、及び適合性評価等に関する知見を有する学識者及び産業人等を中心に、最低5名以上で構成される。技術委員会メンバーは、本機構の推薦の基づき、本人の承諾の下に決定される。技術委員会メンバーの任期は、原則1年とする。

7.4 アドバイザーボード（AB）の設置

アドバイザーボード（AB）は、本プログラムの公平な運営を確保し、かつ健全な発展に必要な諮問事項に対する助言を行うため、地球環境問題、循環型経済社会システム、低炭素社会システムの構築等に関する知見を有する、学識者、産業人、行政機関等、20名程度で構成される。アドバイザーボードのメンバーは、本機構の推薦の基づき、本人の承諾の下に決定される。アドバイザーボードのメンバーの任期は、原則1年とする。

7.5 異議・苦情の処理

本プログラムに関連する苦情や異議等は、適宜事務局に対して提出することができる。苦情や意義等の申し立ては、事業者、氏名、及び具体的指摘事項等が記載された書面により申立てられなければならない。匿名の申し立ては受け付けない。事務局は、苦情や異議に対して可能な限り迅速に対応し、影響がある関係者に対して連絡を行う。事務局は、苦情や異議に対する是正措置が行われるまでの間、是正が必要な個所を本プログラムウェブサイトから一時的に取り下げることができる。

EPD に関する責任は EPD 取得事業者が持ち、EPD の内容に関する問い合わせの対応は EPD 取得事業者の責任により実施するが、苦情や異議が EPD に関するものである場合においては、必要に応じて事務局が EPD の取り下げ等の対応を実施する。EPD に関する苦情や異議に対して、合理的な期間内に EPD 取得事業者による是正措置が取られない場合、事務局は、当該 EPD の一次的な取り下げや、EPD の登録を中止することができる。

7.6 倫理・秘密保持

本プログラムの中立かつ公平な管理運用、及び本プログラムに参加する EPD 取得事業者及び PCR WG 参加事業者等の機密情報の取り扱いの遵守を目的として、本プログラム運営、PCR 策定、検証、及び EPD 取得に関連する関係者は、以下に定める事項に従わなければならない。

- ・ 倫理規範（7.6.1 参照）
- ・ 秘密保持（7.6.2 参照）

7.6.1 倫理規範

全ての関係者は、以下に示す事項を遵守しなければならない。

- ・ 本プログラムの目的に則り、正直に、かつ誠意をもって行動すること
- ・ いかなる不正行為も行わず、倫理的かつ社会常識的に行動すること
- ・ 本プログラムの管理運営に関する最新動向を確認すること
- ・ 他の関係者に対する威圧的、攻撃的、脅迫的な言動をせず、中立かつ公平なプログラム運営を阻害しないこと
- ・ 口頭、書面を問わず、自らの発信する意見や情報が、世間に誤解を与えないように細心の注意を払うこと
- ・ 他の関係者から勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜を受けないこと
- ・ 他の関係者に対していかなる利益や便宜の供与を示唆しないこと
- ・ すべての人を尊重し公平に扱うものとし、いかなる個人または団体にも優遇措置を提供しないこと
- ・ 虚偽または誤解を招くような情報を流布しないこと

7.6.2 秘密保持

EPD 取得事業者及び PCR WG 参加者等が提供する、製品の製造・販売に係る秘密情報に触れる立場にある PCR モデレーター、PCR WG メンバー、検証員、検証レビューパネル委員、及び EPD システム

認証審査員は、本プログラムへの参加に際し、秘密情報の範囲を定義の上、本機構に対して以下に示す内容を含む秘密保持を誓約しなければならない。

- ・ 秘密保持義務と目的外使用の禁止
- ・ 秘密保持義務の無期限の存続
- ・ 秘密情報の返還及び廃棄義務

7.7 算定方法

本プログラムにおける LCA 算定方法は、Annex A に則る。Annex A に加え、本プログラムウェブサイトには、影響領域及び特性化モデルに関する事項が掲載される。

7.8 誤用の回避

EPD 取得事業者は、EPD 取得後に EPD に記載の情報を様々なコミュニケーションに活用可能だが、作為あるいは不作為を問わず、いかなる場合においてもミスリード等があってはならない。EPD に記載される内容は、本プログラムにおける検証に合格したものであるが、EPD に記載のない検証を受けていない内容（例えば、環境優位性を示唆する表現や、自社で算定した数値に基づく削減ポテンシャル等の表記等）を、本プログラムで検証された情報であるような誤解を招き得る表現、表記等は如何なる場合においても用いてはならない。EPD や本プログラムに言及し、情報の受け手に誤解を与える可能性が見受けられる場合、事務局は EPD 公開の取り消し等の対応を講じることができる。また、明らかな故意によるミスリード表現や、悪意ある利用により、本プログラムの公平性及び信頼性等が侵害された場合には、法的措置等を講じる。また、本プログラムのロゴマーク及びトレードマークの使用には、本プログラムに対して事前に申請をしなければならない。EPD を用いたコミュニケーションに関しては、Annex F を参照すること。

7.8.1 消費者向けコミュニケーション

EPD は、企業間におけるコミュニケーション (toB) のみならず、消費者に向けたコミュニケーション (toC) のシーンでも活用される枠組みである。ただし、消費者に向けたコミュニケーションは、必ず全ライフサイクル段階が評価対象に含まれる EPD でなければならない。

8 PCR のフォーマットと内容

PCR には最低限以下の情報を含めること。PCR のフォーマットは本プログラムウェブサイトを確認する。

- ・ PCR の名称（日本語及び英語必須）

³ ISO14025

- ・ 登録番号及び版
- ・ プログラム運営者情報、プログラム名、プログラムウェブサイト情報
- ・ 合格日、改訂日
- ・ PCR モデレーター及び PCR WG メンバーの情報
- ・ PCR レビューパネル委員長の情報
- ・ 有効期限
- ・ 準拠規格
- ・ 更新履歴
- ・ 適用範囲
- ・ 対象とする製品カテゴリーの定義
- ・ 引用した規格及び PCR
- ・ 用語及び定義
- ・ 製品システム（データの収集範囲）
- ・ 全段階に共通して適用する算定方法
- ・ 原材料調達段階に適用する項目
- ・ 生産段階に適用する項目
- ・ 流通段階に適用する項目
- ・ 使用・維持管理段階に適用する項目
- ・ 最終段階（EoL）に適用する項目
- ・ LCI 計算、インパクト評価に関する項目
- ・ 宣言方法
- ・ ライフサイクルフロー図の例
- ・ 輸送シナリオ

9 EPD のフォーマットと内容

本プログラムにおける EPD の内容と形式に関する一般的な規則を以下に示す。算定条件、要求事項などに関する詳細については、別途 PCR にて記載することができる。EPD の標準的なテンプレートは本プログラムウェブサイトに掲載されているが、その他のレイアウトや書式の適用も認める。

- ・ 基本情報
 - 登録事業者名
 - 登録製品名称
 - 製品写真
 - 宣言単位・機能単位
 - 算定対象段階
 - 製品の型式、主要仕様・諸元

- 問い合わせ先
 - 登録番号
 - 適用 PCR 番号
 - PCR 名
 - 公開日
 - 検証合格日
 - 検証方式
 - 検証番号
 - 検証有効期間
 - LCA 算定実施者
 - PCR 認定日等（認定日、改定日、更新日）
 - PCR レビューパネル委員長
 - 第三者検証者
 - 検証種別
 - 準拠する ISO 規格
 - EPD タイプ
- ・ LCA 算定結果に関する情報及び製品に関する追加的情報
 - ライフサイクル影響評価結果
 - ライフサイクルインベントリ分析関連情報
 - 材料及び物質に関する構成成分
 - 廃棄物関連情報
 - 算定結果に関する追加情報
 - その他環境関連情報
 - 比較可能性に関する声明
 - ・ LCA 算定方法に関する情報
 - 影響評価モデル
 - ライフサイクルインベントリデータベース
 - LCA 算定ツール
 - 電力証書の使用の有無
 - システム拡張の有無
 - 生物由来炭素の取り扱い
 - データ収集期間
 - ライフサイクルフロー図

以上